

郡山市上下水道局公共工事前金払等取扱要綱

平成15年3月27日制定
令和8年9月18日最終改正
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道局会計規程（平成29年郡山市上下水道局規程第5号）第43条の規定に基づく公共工事前金払（以下「前金払」という。）及び郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）第14条第1項の規定に基づく部分払の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象工事等)

第2条 前金払の対象となる工事及び修繕（以下「工事等」という。）並びに設計、調査及び測量の委託（以下「委託」という。）は、1件の請負代金額が300万円以上のものとする。

(前払金の額)

第3条 前金払の額は、工事等請負契約の場合は請負代金額の10分の4以内で1万円未満の端数を切り捨てたものとし、委託契約の場合は、委託料の10分の3以内で1万円未満の端数を切り捨てたものとする。

2 前項の規定にかかわらず継続費又は債務負担行為に基づき、工期が複数年度にわたる工事についての前金払は、各年度の出来高予定額を請負代金額とみなし、各年度毎に支払うことができる。ただし、当該年度の年割額の範囲内で支払ができる場合に限り、当該年度及び翌年度以降の出来高予定額に対して支払うことができるものとする。

3 前項の取扱いとは、工事等請負契約、委託契約に特約条項を追加して行うものとする。

(前金払の表示)

第4条 前金払に関する事項は、入札及び見積の条件として入札（見積）通知書に表示するものとする。

(保証証書の提出)

第5条 前払金の支払を請求しようとする者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、工事等請負契約において定めた完成期限（継続費又は債務負担行為に係る2年度以上にわたる工事等の場合は、請求する前払金に係る出来高予定額の完成期限）、又は委託契約において定めた委託の期間を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求しようとする者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく当該保証証書を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

3 前払金の支払を請求しようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払を請求しようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

(前払金の支払)

第6条 管理者は、適法な前払金の請求書を受領したときは、その日から起算して、30日以内に前払金を支払うものとする。

2 前払金の支払は、前条第2項に規定する保証証書に記載された預託金融機関に対して振込みにより行うものとする。

(前払金の変更)

第7条 管理者は、前払金の支払後、設計変更その他の理由により請負代金額を増額したときは、増額後の金額により算出された前払金の額から支払済みの前払金の額を差し引いた額以内で前払金を追加払することができる。

2 管理者は、前払金の支払後、設計変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であつて、既に支払った額が減額後の請負代金額の10分の5を越えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、協議して返還額を定めるものとする。

3 前払金の超過額返還の時期は、請負代金額を減額した日から30日以内とする。

(前払金の使途制限)

第8条 前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第9条 管理者は、前払金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 前払金を前条に規定する経費以外に使用したとき。

(2) 第5条第1項に規定する保証契約が解約されたとき。

(3) 当該工事に係る請負契約が解除されたとき。

(遅延利息)

第10条 第7条第2項及び前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該工事等請負契約書並びに委託契約書に定める割合で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

(部分払)

第11条 部分払は、請負代金額300万円以上の工事及び修繕請負契約について、既済部分が1件につき請負代金額の10分の4を越えたとき支払うものとする。

2 部分払は、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(郡山市水道局公共工事等前払金実施に伴う前払金支払基準の廃止)

2 郡山市水道局公共工事等前金払実施に伴う前払金支払基準（平成7年4月19日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年3月31日以前に締結された工事請負契約に基づく公共工事に要する経費についての前金払の適用については、なお従前の例による。

（第8条の規定の適用）

3 当分の間、第8条の規定の適用については、前金払の100分の25以内の額に限り、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用の支払いに充てることができる。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。